

## 教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 録

平成28年5月24日 午後2時00分 開議

## 出席委員

教 育 長	高 本 訓 久
委 員	菅 沼 由 貴 子
委 員	林 正 美
委 員	渡 辺 時 行
委 員	戸 苺 恵 理 子

## 説明のための出席者

教育部長	関 原 秀 一
教育部次長兼庶務課長	鈴 木 敏 彰
教育部次長兼学校教育課長	松 平 貴 圭
教育部次長兼中央図書館長	中 森 利 仁
学校教育課主幹	三 浦 孝 裕
生涯学習課長	前 田 清 彦
スポーツ課長	小 島 基
学校給食課長	寺 部 優

## 教育長が指定した事務局職員

主 事	築 瀬 正 洋
-----	---------

## 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 第14号議案 教職員の任用について（非公開）
- 第3 第15号議案 豊川市社会教育委員の委嘱について
- 第4 第16号議案 文化財保護審議会への諮問事項について
- 第5 第17号議案 平成28年度6月補正予算について
- 第6 教育長報告 豊川市教育委員会事務局組織規則の一部改正について
- 第7 教育長報告 豊川市教育委員会文書取扱規程の全部改正について
- 第8 教育長報告 豊川市教育委員会決裁規程の一部改正について
- 第9 その他報告 豊川市図書館システム更新及び保守業務委託に係るプロポーザルの進捗状況について

第10 その他報告 4 市校務支援システム開発業務委託に係る公募型プロポーザルについて

「高本教育長」 定刻になりましたので、ただ今から教育委員会を開会し、直ちに会議を開きます。始めに日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、教育長において、菅沼・渡辺両委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

「高本教育長」 次に日程第2、第14号議案「教職員の任用について」は職員の人事に関する案件ですので、議事を非公開とし、会議内容の議事を別に記録することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、本案は非公開とします。それでは、日程第2、第14号議案「教職員の任用について」を議題といたします。事務局から提案内容の説明をお願いします。

「松平教育部次長」 日程第2、第14号議案「教職員の任用について」を資料に基づいて説明。

(以下、議事内容は個人情報に関わるため、議事を非開示)

「高本教育長」 続きまして、日程第3、第15号議案「豊川市社会教育委員の委嘱について」事務局から説明をお願いします。

「前田生涯学習課長」 豊川市社会教育委員の委嘱について、資料に基づいて説明いたします。社会教育法第15条の規定に基づき、豊川市社会教育委員は学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、並びに学識経験の有る者の内から教育委員会が委嘱し、その任期は1年、委員定数は15名以内と定められています。今回、新たに委嘱する委員予定者は13名で、資料5ページに名簿を掲げさせていただきます。昨年度は第3次生涯学習推進計画の策定委員会の役割を社会教育委員によって構成される社会教育審議会に担っていただいたため、一時的に2名増員をして定数上限の15名としておりましたが、本年度は従前の13名体制に戻して運営していただくこととなります。昨年度、豊川市社会教育審議会の会長を務めていただいていた山城康司会長と放課後ボランティア教室の指導者として委員を務めていただいていた藤原公保氏から退任の申し出がありましたので、補充を行わず、13名の方に引き続きお願いすることとなりました。ただし、豊川市生涯学習推進会議の会長と豊川市公民館連絡協議会の会長は充て職となっているため、この2名の方は会長の変更に伴い交代しております。今回の委員の構成として昨年度からの継続の方も多くいるため、昨年度に策定した推進計画の実施の検証もお願いしたいと考えて

おります。今年度はこの13名の方に5月24日から1年間の任期で委嘱を予定しております。この件につきましてよろしくご審議をお願いいたします。

「高本教育長」 ただ今、ご説明を頂きました提案につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

「菅沼委員」 定員の上限が15名となっていますが、通常は13名体制による運用として、推進計画を策定する必要がある年など、よりたくさんの方の意見が必要な場合に15名体制とする方針なのですか。

「前田生涯学習課長」 はい。合併の際には多くの方に関わっていただくため、一時的に増えておりましたが、ここ数年は13名の方をお願いしております。今後も推進計画の改訂が必要な場合など、状況に応じて増員を検討していく予定です。

「高本教育長」 ありがとうございます。

「林委員」 はい。よろしいですか。それぞれの分野の代表の方が選ばれていて、男女の比率も配慮されていると感じるのですが、年齢についてはどうでしょうか。若い方の意見も取り入れられているのでしょうか。

「前田生涯学習課長」 社会教育委員の中で若い方といいますと、小中学生の保護者の方が若い部類になるかと思えます。この方よりも若い方を人選するとなりますと、例えば青年団には若い方が多いですが、青年団の活動とご自身のお仕事に加えて定期的な社会教育委員の会議に出ていただく事は負担が大きく難しいというのが現状でございます。しかし、直接参加することは難しくても、生涯学習課で意見を取り次ぐなど、方法はあるかと思えますので、出来る限り若い方々の意見を取り入れられるよう配慮は行っていきたいと思えます。また、今後も人選について検討してまいりたいと思えます。

「高本教育長」 他によろしいですか。

「菅沼委員」 はい。ご本人の年齢だけでなく、豊川おやこ文化の会や豊川子育てネットの代表の方は、小さな子ども達やその保護者の方々のための活動団体ですので、活動を通して若い方の意見を吸い上げてくださっているのではないかと思います。また、代表の方でなくても良いのであれば、団体などの活動に携わっている方で参加できる方がいらっしゃれば、直接的な意見は聞けると思えますので、考慮していただきたいと思えます。

「高本教育長」 お2人の意見にありましたように、できるだけ若い方の声も拾い上げられる会になるといいと思えます。また、決まった話や集まった意見がそれぞれの代表を通じてそれぞれの会の若い方へ伝わっていくような体制を作っていくことも大事なことだと思います。貴重なご意見ありがとうございました。他によろしいでしょうか。無ければ採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

「高本教育長」 異議なしと認め、日程第3、第15号議案「豊川市社会教育委員の委

嘱について」は、原案のとおり可決されました。

「高本教育長」 続きまして日程第4、第16号議案「文化財保護審議会への諮問事項について」を議題といたします。それでは事務局から説明をお願いします。

「前田生涯学習課長」 第16号議案「文化財保護審議会への諮問事項について」をご説明いたします。諮問事項は（1）文化財保存事業費の補助対象事業及び補助率の改定についてです。市の指定文化財の修理等の際の補助率について、昨年春に、従前の10分の1から2分の1に引き上げることについての議論をしておりますが、さらに、昨年の総合教育会議でも話題にあがりました山脇市長の政策ビジョンに基づき、無形民俗文化財伝承支援事業を追加することを検討しております。

資料13ページの山脇市長の政策ビジョンの4Sまちづくりのうち、シンプルな項目の32番目として、「地域の伝統継承事業に支援します」と掲げております。具体的な内容としては、指定文化財の祭礼や芸能で使用する衣装、楽器、小道具などの修理、新調費用に対して補助を行うというものであり、このための制度設計を今年度に行い、来年度から交付するというタイムスケジュールで、他の政策ビジョンの計画と共に現在検討を行っております。

この件につきましては、2月に開催しました文化財保護審議会において、文化財保存事業費補助金交付要綱改正の中に無形民俗文化財伝承支援事業を追加して対応するという素案をについて検討を行いました。ここで方向性についての承諾を得ましたので、今回、正式に教育委員会から文化財保護審議会に諮問の手続きを行う中で内容の確認をしていただくものであります。今日、この内容で文化財保護審議会に諮問することが承認いただければ、6月開催予定の文化財保護審議会で、この要綱改正の内容を建議いただき、来年度に向けて要綱改正を行っていく流れとなります。

今回の補助対象事業及び補助率改定の内容は資料の別表1、改定案にありますように、無形民俗文化財伝承支援事業を表内に追記し、対象事業を衣装、道具類の修理、新調とし、補助額は他の事業における修理等の補助率と同様、補助対象経費の2分の1以内と設定しております。これまでの補助メニューでは、無形文化財における小物となると、補助の対象とするには緊急性の問題等で、大きな理由付けがないと補助対象と出来なかったもので、今回の市長の政策ビジョンに併せて小額の修理も対象となるように制度を改めるものでございます。また、限度額について、有形文化財の場合は国・県指定では500万円、市の指定の場合では300万としておりますが、今回設定する無形文化財の場合は国・県・市の指定を問わず限度額を50万円と設定するものです。補助限度額の50万円の設定について、補助率は2分の1であるため、補助対象経費は100万円までとなるわけですが、対象事業は無形文化財であり小額の修繕が大半を占めるものと想定しているため十分な額であると見込んでおります。その他、例えば事業費が30万円であれば補助金は15万円ということになりますから、複数の案件があがってきても対応できると考えております。他に、こちらに記載はし

ておりませんが、指定の文化財であっても神事に相当するような、保存を行っている主体が地域ではなく、神社であるものについては補助対象として想定しておりません。また、地区の方から申請を受けられるのは年度につき1度のみであり、1度申請した後は5年程度、次の申請までの期間を設けてはどうかという意見も審議会で出ております。どこまで明文化するかは分かりませんが、基本的な考え方としては、補助額は事業費の2分の1、限度額は50万円、これまで対象とすることが難しかった衣装、道具類の修理への補助を新しく設ける、というものでございます。こういった制度設計を審議会に諮って、正式に位置づけていきたいと考えております。以上でございます。

「高本教育長」 ありがとうございます。この件につきまして何かご質問、ご意見はございますか。

「菅沼委員」 はい。質問です。現行の国や県指定と市指定文化財保存事業については補助条件が違って、市指定の場合「同一年度内に事業が完了すること」という文言が入っています。今回の改定案により、無形民族文化財を補助対象とするということであり同様の文言が入っていますが、これは1年以内、同一年度内に修理や補修が完了する見込みがあるので、この一文が入れてあるということで良いですか。

「前田生涯学習課長」 まず、従来の補助要綱に関してですが、国・県の指定の文化財について、期間や補助限度額を定めていません。これは補修や修理が大規模となることが多く、例えば豊川市では財賀寺の仁王門の修理に3年掛かっています。このように継続事業となることを見込んで、期間を定めておりません。市指定の文化財については、あまりにも大きな金額の補修等に市の職員で対応できるのかという観点から、補助額や限度額を設けております。今回の無形民族文化財伝承支援事業は、比較的小額なものを想定しており、基本的には複数年度にまたがる事は無いだろうという前提のもと、市も県も国も同一年度内に事業が終わることという枠組みにさせて頂いております。

「高本教育長」 他にございますか。

「林委員」 はい。よろしいですか。補助条件の2番に財源が確立していることとあります。これは当然のことだと思うのですが、この判断は市が行うものですよ。1番と3番は地域の立場を半分入れながら書いてあるのに対し、2番に市の立場が出てきてしまうと少し冷たいような印象を受けてしまうので、これを3番にして欲しいと思います。

「前田生涯学習課長」 掲載の順番は従前の枠組みの並びととりあえず同じにさせていただいたのですが、補助事業経費の財源が確立している事というのは当然の事ですので、それを記載しないということも検討課題かも知れませんが、順番をもし変えるのであれば、それに合うレイアウトに多少変更を加えさせていただくことになるかと思っております。

「林委員」 私は注釈ぐらいで、備考ぐらいに置いてあるほうが、この事業を売り出す

にはいいのかなという感じがします。

「前田生涯学習課長」 その点も含めて保護審議会に諮問をかける際の検討事項とさせていただきます。

「渡辺委員」 はい。無形民族文化財というのは、何件ぐらいずつあるのですか。

「前田生涯学習課長」 指定物件は今現在、国指定は0件、県指定が3件あり、菟足神社の田祭り、豊川進雄神社の奉納綱火、牛久保の若葉祭が該当しております。市の指定が全部で12件ございまして、12件の中には最近指定になった小坂井の風祭りを始め祭礼関係が多くを占めておりますが、中には一部神事もございます。補助の対象となるのは市指定の無形文化財では10件弱くらいとなる見込みです。今後、新しい制度が設けられれば、年間2、3件ずつ要望が上がってきて、地域の取り組みに対し支援が図れるのではないかと考えております。ちなみに衣装といった場合も、例えば八幡、平尾で躍山境おどりという400年の歴史を伝える踊りがあるのですが、今着ている衣装は平成になってから作った新しい衣装で、昭和初期くらいまで昔からの衣装だったようなのですが、実物が残ってなくて、わからなくなっています。これまでは文化財としてどういった伝承を引き継いでいるのか確認できないものは、保存対象とすることが難しいという課題があるのですが、今回の新しい制度の中では、対象を指定に限定するのではなく、地域の活動に繋がるもので、ある程度の理由付けが可能であれば対応できるようにしていきたいと考えております。

「高本教育長」 ありがとうございます。特に市の文化財ではそれぞれの地区で維持のための負担が大きく、古くなったら新しいものに作り変えようとみんなでお金を出し合って新しい物に替えていったと思うのですが、このような補助が受けられれば、昔から引き継いできたような衣装等も新たな物に変えていくのではなく、修理しながら維持して行く事も可能になるのではないのでしょうか。他にございますか。無ければ採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

「高本教育長」 異議なしと認め、日程第4、第16号議案「文化財保護審議会への諮問事項について」は原案の通り可決されました。

「高本教育長」 続きまして日程第5、第17号議案「平成28年度6月補正予算について」を議題といたします。それでは事務局からの説明をお願いします。

「鈴木教育部次長」 それでは第17号議案「平成28年度6月補正予算について」庶務課からご説明いたします。資料の15ページをご覧ください。歳出として10款2項1目15節、小学校校舎施設営繕工事費の工事請負費を増額するものでございまして、補正額は2,468,000円、財源はすべて一般財源でございまして。補正を行う理由及び内容でございまして、代田小学校におきましては現在、校舎内の特別活動室を1室、放課後児童クラブ室として使用しております。放課後児童クラブ事業の主管課である子育て支援課から夏休み期間においては、増員して対応したいという申し

出があり、担当課、庶務課、学校で調整をさせていただきまして、夏休み期間中に1室増設、増員するという運びとなりました。現在、2階には児童クラブ室として使用している特別活動室と4年生が2クラス入っており、3階に3室の特別活動室が入っています。子育て支援課から、できることなら児童クラブ室を隣接させて使用したいという話があり、これを検討した結果、現在、2階に入っている4年生2クラスを、来年度に4年生が3クラスとなることも踏まえまして、3階に3室ある現在の特別活動室へ移動することとし、空いた2階の教室の1室を臨時的児童クラブ室として夏休みに使うこととしました。4年生には夏休み明けから教室を移っていただくこととなりますのですが、3クラス教室として使用するための工事を夏休み中に行う必要があるため、この時期に補正の要望を行うこととなりました。工事の内容としまして、特別活動室等はパーテーションで区切っておりますので、そのパーテーションの撤去、移設とコンセント等の増設に伴う電気工事です。この工事は6月議会の議決後、速やかに入札を実施して参りたいと考えております。庶務課からの説明は以上でございます。

「高本教育長」 ありがとうございます。続けて学校教育課お願いします。

「松平教育部次長」 資料16ページをご覧ください。学校教育課に関わる補正予算について、ご説明いたします。インクルーシブ教育システム推進事業の中の医療的ケアのための看護師配置事業に関わる補正予算でございます。日常的に医療ケアが必要な児童生徒に対して看護師の配置を行うものです。例えば、痰の吸引や、食事ができないことに対応するための栄養を注入する経管栄養注入、排泄ができないことに対応するためチューブを使って排泄をする導尿補助などの行為は医療行為にあたるため、医師や看護師、保護者に限り実施が許可されております。このため現在、医療ケアを必要とする子ども達には保護者が一日付き添って対応をしております。このような現状を改善するため、国、県で看護師配置にかかる費用の3分の2を負担し、事業を推進するという動きがあります。東三河ではあまり前例がないのですが、西三河では既に配置しているところもございますので、先例に習いながら配置を進めていく考えです。補正額は看護師2名分で、臨時の職員給と社会保障の賃金となっております。議会で補正が承認されましたら、看護師の免許を持っている方を探して任用する流れとなります。私からは以上でございます。

「高本教育長」 ありがとうございます。6月の補正予算案件2課2件につきまして教育委員からご質問がありましたらお願いいたします。

「林委員」 はい。学校教育課の看護師配置事業についてですが、対象となる子どもは何人かいるのですか。

「松平教育部次長」 本年度で申し上げますと、医療ケアが必要な児童生徒数は4名おります。ただし2名につきましては、導尿補助が自分でできるようになりつつあるという事で、実際に看護師がケアをする必要のある子どもは2名2校分ということで予定をしております。

「菅沼委員」 はい。先程の庶務課の案についてですが、夏休み児童クラブの部屋を1

クラス増やすためと、来年度の教室を確保するためということですが、この夏休みについては4年生の教室を1つ使えば足りると思うのですが、どうでしょうか。

「鈴木教育部次長」 学校側も今現在、児童クラブ室の横が4年生のクラスという状況を改善したいと考えておまして、できるならばフロアを離したいという要望もありました。やはり学年によって授業の終わりが違うので、学校の要請も踏まえて、この夏に工事を実施する要望といたしました。

「菅沼委員」 1年から3年は授業の終わりが早いですからね。

「高本教育長」 現状でも4年生の隣が児童クラブと言うのは学校としてもちょっと困ってみえるところはあるのでしょうか。他によろしいでしょうか。

「菅沼委員」 代田小学校は工事をして良くなると思うのですが、他にも都合が悪いような所はたくさんありますか。

「高本教育長」 同じようなケースで、児童クラブの部屋を確保したいということですね。鈴木次長いかがですか。

「鈴木教育部次長」 詳細まではすぐに申し上げられませんが、子育て支援課からの要請は常に出ております。児童クラブの人数について多い少ないなどがありますので、多い学校を中心に学校とお話をさせて頂いて、空教室や特別活動室で特に利用の少ないものはなるべく貸していただけるよう調整を進めております。それでもどうにもならないという時は、工事も含めて検討し、予算を確保して計画的に児童クラブを充実させていきたいと考えております。

「高本教育長」 空き教室がうまく児童クラブの部屋に転用できれば、お金をかけて何かをする必要はないけれども、今回の代田小学校のように来年度4年生が学級増になるなど、学校の状況を踏まえて必要な措置を実施するということですね。

「関原教育部長」 中期的な話をしますと、子ども健康部では平成31年度くらいまでの見通しを立てていて、校長会等を通じて子育て支援課から学校へ情報をお伝えしています。現在、放課後児童クラブは対象児童を3年生までとしており、余裕があれば4年生以降も受け入れているのですが、近い将来は6年生まで希望者を受け入れたいという案も出ています。厚生労働省は児童クラブについて、児童一人当たりの面積や1クラブあたりの人数などの基準を設けており、豊川市では、今後これらの基準を踏まえて、受け入れ人数を増やすためにどのような対応をしていくべきか検討しております。学校の教室を工夫して活用するのか、学校内では対応が出来ないので校外の場所を借りていかななくてはならないのか、などの検討課題について、豊川市として部署間で連携して取り組んでいく必要があると考えています。

「高本教育長」 ありがとうございます。

「菅沼委員」 八南小学校へ家庭科の授業のお手伝いに行ったときに、家庭科準備室内に児童クラブの物品も入っているのを見かけました。きちんと整頓してあり分けもしてあったので、本来の家庭科準備室の目的で使用出来ずに困っているようには思いませんでしたが、少し気になったので質問させていただきました。



「**関原教育部長**」 そのお話であれば経緯をご説明できると思います。本年度、増設した放課後児童クラブは八南小学校と先ほどご説明した代田小学校の2校です。八南小学校は隣にある児童館に児童クラブが2つあるのですが、3つ目がどうしても必要ということになって、子育て支援課と学校とで調整のうえ、今年は学校内で1室を使わせていただけることになったものです。その際、児童クラブに必要なものを置く場所として学校が提供してくださったのが家庭科準備室であったということです。

「**菅沼委員**」 きちんと整理されて使用しているので良いと思うのですが、部屋の確保だけでなく、物を置く場所も同時に考えていただいて、お互いに窮屈な状態になってしまわないように対応していただきたいです。また、併せて鍵の管理も適切に行っていただきたいと思いました。

「**関原教育部長**」 児童クラブについての傾向としては、子ども達が増えており教室の不足が心配されるような学校については児童クラブの需要が増えており、校舎の1室が余っているような学校では、定員に収まっている状況です。教室が足りないところでは児童クラブを増やしたいという需要があり、なかなか簡単にはいきませんが、連携を取り合っただけで案を出していく事になるかと思っています。

「**菅沼委員**」 児童クラブも学校の方もあまり困ることのないように施設を建てていくことは大変かもしれませんが、いろいろ考えて工夫していただけると嬉しいです。

「**高本教育長**」 家庭科準備室は、調理器具等も含め危険な物が保管してあり、また、衛生面も配慮しなければならない場所であるため、鍵で管理されており、使用にあたっては児童クラブの指導員が立会うため心配はないとは思いますが、管理上注意していただきたいとのご意見ですね。

「**菅沼委員**」 鍵で管理していただく事ももちろんですが、ひとつの部屋を2つの部署が管理していくことは管理責任などの問題も出てくるため十分に調整して行っていただきたい。

「**戸蒔委員**」 はい。よろしいですか。八南児童館は最近、造られた新しい児童館です。その近くにある、国府小学校、平尾小学校と八南小学校区にまたがる西部の区画整理事業地区はこれからたくさん家が建って、児童も増えるのではないかとと思うのですが、そういった状況を見越して児童館の大きさを考える事はなかったのでしょうか。

「**高本教育長**」 児童クラブの部屋が足りない状況にならないような大きさの児童館を計画できなかったのかということですね。

「**戸蒔委員**」 一般の私たちでも、あの地域は子どもが増えていく事を予想ができる状況であり、すごく立派な児童館ができたと思ったのですが、既に部屋が足りない状態ということは、見通しが甘かったのではないかとと思うのですが。

「**高本教育長**」 教育委員会で児童館の建設状況はわかりますか。

「**関原教育部長**」 推測が出来なかったのかということですか。

「**戸蒔委員**」 管轄ではないようなので、分かれば教えてください。

「**関原教育部長**」 山脇市長が最初に立候補された際に、各中学校区に児童館を造ると

いう施策がありました。その時はまだ放課後児童クラブを拡大したり、厚生労働省が面積要件を作ったりしていなかったものですから、ここまで子育ての施策が進む事を予測できなかったという事もあります。本来は児童館として利用していただく場所で、放課後児童クラブは空いた場所を活用しているという事もあります。

「戸荻委員」 放課後児童クラブの要件拡大に伴って、あとから施設を考えることになっていることが大きな要因なのですね。

「渡辺委員」 児童館と放課後児童クラブの違いと運営の主体について教えていただきたい。

「鈴木教育部次長」 児童クラブの所管は学校ではなく、子育て支援課が行っており、福祉の事業です。

「菅沼委員」 教育委員会の事業でもないですね。

「鈴木教育部次長」 小学校の校舎を使っているので、教育委員会と連携して行っています。

「渡辺委員」 児童館は館長がいますけれど、学校の校舎を使った場合でも館長のような管理者の方はいらっしゃるのでしょうか。

「関原教育部長」 児童館は子どもの遊びの場の提供を目的としていますので、例えば、この近くにある赤坂の児童館はリニューアルしたばかりですが、放課後児童クラブの部屋はありません。それに対し、八南児童館の場合は、場所が学校に隣接していることから児童館建設の際に放課後児童クラブの部屋も組み入れようという計画のもとで施設が造られたのだと思います。放課後児童クラブは遊び場の提供というよりも、授業後に保護者の方がお仕事で家にいない小さなお子さんをお預かりしようという趣旨で始まりました。児童館は子どもの休日も含めて遊ぶ場所、お母さん方が集まって悩みを話される場所ですので、施設を管理する館長がいます。放課後児童クラブは先生の資格を持った方、若しくは保育士の資格を持った方が最低1名いらっしゃって、児童の人数に応じて児童支援員を配置しておりますので、児童クラブの責任者となる方はいらっしゃると思いますが、施設の管理者という立場とは少し異なるかと思えます。豊川では保育協会が委託を受けて運営しているところが多く、宝飯地区の一部は保護者会が主催する児童クラブもあります。

「渡辺委員」 施設の管理は当然学校になるわけですね。

「関原教育部長」 学校の中にあるところはそうですね。児童館を使用しているところ、あるいは民間のビルを借りているところもあります。今後の方向としては、子ども達の移動の安全面などを考えると、同じ学校の中が一番良いのではないかと思うのですが、教室が手狭な部分もあったりするものですから、調整が大変なところです。

「高本教育長」 庶務課の補正の説明から児童クラブについてのお話に話が広がっていきましたが、放課後児童クラブ事業も補正の理由のひとつでありますから、大いに関連のあるところだと思います。他にご質問ご意見ございますか。無ければ採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

「高本教育長」 異議なしと認め、日程第5、第17号議案「平成28年度6月補正予算について」は原案の通り可決されました。

「高本教育長」 続きまして日程第6、教育長報告「豊川市教育委員会事務局組織規則の一部改正についての(専決処分)」、日程第7、教育長報告「豊川市教育委員会文書取扱規程の全部改正についての(専決処分)」、日程第8、教育長報告「豊川市教育委員会決裁規程の一部改正についての(専決処分)」以上3件を議題といたします。事務局からの説明をお願いいたします。

「鈴木教育部次長」 それでは日程第6から第8までの教育長報告についてご説明いたします。まず日程第6、「豊川市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」でございます。資料の18、19ページをご覧ください。こちらを専決処分としました理由としましては、この4月1日から本市の文書管理事務は全面的に電算システムに移行したことに伴い、公文書の受付、作成、管理方法等に大幅な変更が生じたことによるものです。市の関連する規則も変更が生じ、市の規則も一部改正しており、これに準じて豊川市教育委員会事務局組織規則を変更するものです。3月の教育委員会定例会で事前にお諮りすることができず専決処分を行いましたほか、先月の4月の定例会におきましても報告する準備が整わなかったという事情がございまして本日の報告となりました。本規則の改正点でございますが、19ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。教育委員会事務局組織規則の庶務課にかかる分掌事務において、文書の收受を文書の受領と改めるものでございます。これは文書管理システムの導入に合わせた市の規則改正にならい改めたものでございます。

続きまして日程第7、「豊川市教育委員会文書取扱規程の全部改正について」でございますが、資料の20ページをご覧ください。こちら専決処分を行っておりますが、その理由につきましては、ただ今説明いたしました「豊川市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」と同じでございます。こちらの主な改正点は資料32ページ以降に新旧対照表がございますので、こちらをご覧くださいと思います。第2条の(3)でございますが、こちらに文書管理システムの文言を追加しております。少し進みまして36ページの第8条の文書番号の(2)につきまして、文書番号の最初に和暦年度に相当する数字を記載するように改めました。40ページに別表第2の保存期間基準表がございますが、これは文書の種類に応じて保存期限を定めるものでございます。こちらは豊川市の文書取扱規程の全面改訂にあわせて教育委員会の規程も文言の変更を行っております。かいつまんだ説明でございますが、日程第7の規程改正についての説明は以上でございます。

続きまして日程第8、「豊川市教育委員会決裁規程の一部改正について」でございますが、資料52ページをご覧ください。こちらの専決処分を行った理由といたしましては、豊川市の組織改変等にもなう職名の変更によるものでございます。当該変

更に付きましては年度末に発表がありまして、それに伴い関連する市の規程を改定しております。今回は豊川市決裁規程に準ずる項目がございまして、日程第6、第7の説明と同様に3月の定例会にお諮りする事ができず専決処分となりました。4月の定例会におきましても報告する準備が整わなかった事もございまして、本日の報告となりました。こちらの改正の主な理由は新旧対照表53ページにございますが、防災対策監を新設したことと、支所の組織の再編に伴い名称等が変更となりましたので、市の決裁規程にならぬ変更を行うものです。簡単ではございましたが、日程第6から第8までの報告を終わります。

「高本教育長」 ただ今の報告につきまして、委員から何かご質問、ご意見がございましたらお願いします。

「林委員」 単純な質問ですが、文書の取り扱い責任者は係長級の職員という意味ですね。

「高本教育長」 そうですね。

「林委員」 文書の保存期間として30年、あるいは10年などありますが、その文書に対して開示請求などがあった場合の責任者は誰になるのですか。

「鈴木教育部次長」 開示請求については条例で手続きを定めております。開示請求の書類の作成についてはその文書を保存している課で判断をして手続き行っていくこととなりますが、どこまで開示するか、どの部分を開示するか、どの文書を開示のかなどは文書取り扱いに関する管理部門である行政課の判断も交えて厳格な対応を行っております。

「林委員」 それについてはそうだと思うのですが、その文書を例えば30年間保存しなくてはならないとして、その文書が有るか無いかということについては誰が責任を持つこととなるのでしょうか。

「鈴木教育部次長」 もし有るはずのものが無かった場合の責任についてですか。

「林委員」 例えばその年度の係長が責任者になるのか、その文書を作成した時点の係長の責任になるのかが気になりました。

「関原教育部長」 その時々担当者でいいと思います。当然その文書を保管するということはその時に与えられた使命なものですから、書類の有無に起因する発端は当時の担当者という事なのかもしれませんけれど、有るか無いかというのは毎日確認できる事なので、現在の担当者ということになるかと思いますが。情報開示請求が出されても文書が無い場合は、無いものは出せないものですから、無いと回答を出します。その責任はどうするかというと、どうしても今の人が負わざるをえないと思います。そのような仕組みだと思います。

「戸荊委員」 今は紙で保管しておくのですか。

「関原教育部長」 今回導入した文書管理システムは、最終的には紙ではなくデジタルで保存しておこうという趣旨のものです。当分の間は紙保存とデータ保存を平行せざるを得ないのですが、段階を追ってデータ保存中心にしていく考えです。ですから今

は最低でも、文書を受けた、文書を発送したという履歴は文書管理システムの中で残しますが、添付資料が多いものや容量が大きいものは現物で残すというしくみになっています。当面は保存方法について紙とデジタルを平行で使っていきますけれども、保管する場所にも限りがあるという事も含めてデータ保存を前提としており、そのためにシステムを導入して長期的に移行してまいります。

「高本教育長」 こうなってきた背景の一つには、お話のように文書で残していたら膨大な量を保存しなくてはならないし、それだけの保管場所も必要になってしまうことがあげられますね。

「関原教育部長」 逆に言えば、厳密に保存期間の管理をして、保存期間が過ぎた物は捨てていく事も重要です。

「高本教育長」 他によろしいでしょうか。無ければ採決を行います。ただ今の報告の通り承認するという事でご異議ありませんか。

(異議なしの声)

「高本教育長」 異議なしと認め、日程第6、教育長報告「豊川市教育委員会事務局組織規則の一部改正についての(専決処分)」、日程第7、教育長報告「豊川市教育委員会文書取扱規程の全部改正についての(専決処分)」、日程第8、教育長報告「豊川市教育委員会決裁規程の一部改正についての(専決処分)」以上3件の報告は、ただ今の報告の通り承認をされました。

「高本教育長」 続きまして日程第9、その他報告「豊川市図書館システム更新及び保守業務委託に係るプロポーザルの進捗状況について」を議題といたします。それでは事務局から説明をお願いします。

「中森教育部次長」 はい。それでは説明させていただきます。資料55ページをご覧ください。豊川市図書館システムの更新及び保守業務委託に係るプロポーザルの途中経過をご報告いたします。主な日程でございますが、ご覧の通り4月、5月と手続きを進めてまいりまして、参加表明者を3者決定いたしました。参加表明をした3者について、形式審査を実施いたしました。具体的には市の競争入札の参加資格を有しているか、それに伴いまして市税等の滞納がないか、システム障害が発生した場合には1時間以内に図書館に来ていただけることが明確にされているか、他の公共公立図書館での導入実績があるか、などの事項について審査をいたしました。これによりまして、この3者に対しプロポーザル参加を決定させて頂いております。

今後でございますが、資料55ページに戻っていただきまして、プロポーザルにあたりまして3者にプレゼンテーションを行っていただくのですが、事前にこちらの提示した仕様書に対する質問事項を5月20日までに提出していただき、現在50項目ほど質問が各社から集まっております。その内容を今週の水曜日、明日までにインターネット上及び質問をした個々に回答をする運びとなっております。回答をして、納得しいただいた上で、こういった内容でシステムを作るという提案書を6月

1 1 日までに提出いただきまして、具体的にそのソフトを拝見して作業部会で下審査をするのが6月13日、そして部長級で構成されています選定委員会で審査をした後、6月の下旬にはその決定を通知させていただくといった内容となります。これは現在、豊川市の中央図書館のホームページで公開をしている内容でございます。非常に細かく技術的な内容になりますのでそれぞれの説明は省かせていただきますが、現在考えられうる最高水準のシステムを本市も導入することを見込んで仕様に反映させていただいており、その結果のプロポーザルを待っているという状況でございます。今後も、その時々に応じまして定例会で報告をさせていただきます。以上でございます。

「高本教育長」 ただ今の報告について委員からご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

「菅沼委員」 参加者が3者で、これから比較していくのですね。

「中森教育部次長」 はい。

「高本教育長」 しっかり慎重に審議をしていただきたいと思います。他にご質問、ご意見ございますか。無ければ採決を行います。ただ今の報告の通り承認することでご異議ありませんか。

(異議なしの声)

「高本教育長」 異議なしと認め、日程第9、その他報告「豊川市図書館システム更新及び保守業務委託に係るプロポーザルの進捗状況について」は、ただ今の報告の通り承認をされました。

「高本教育長」 続きまして日程第10、その他報告「4市校務支援システム開発業務委託に係る公募型プロポーザルについて」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

「鈴木教育部次長」 それでは資料58、59ページをご覧くださいと思います。「4市校務支援システム開発業務委託に係る公募型プロポーザルについて」はすでに中日新聞等で報道されている案件でございます。ご承知の方もおられると思いますが、改めてご報告申し上げます。この校務支援システムでございますが、教育委員会の平成28年度の重点事業に上げさせていただきましたので、重ねてのご説明になりますが、簡単に内容を申し上げます。本システムは、小中学校の現場における必要な情報をシステム化いたしまして、これまで各校で独立していた校務、教務、保健管理等の機能を統一化するほか、教職員間の情報共有、連絡調整のためのグループウェア機能の導入などにより、個人情報の高い安全管理を実現すると共に、本市小中学校間の情報共有を円滑にするものです。また、教職員の方々の事務の効率化や事務負担の軽減に大きく繋がるということで期待しております。この校務支援システムの導入につきましては県内でも尾張部を中心に、各市で相当の普及が進んでおりますが、東三河では新城市以外はまだ導入しておらず、平成26年度から本市を始め近隣各市が

共同で調査検討を開始し、本年度から豊川市、豊橋市、田原市、蒲郡市の4市共同調達事業として予算化し導入を進めているものであります。59ページの豊川市報道発表資料をご覧頂きたいと思っております。この度、報告する案件でございますが、このシステム導入にあたり、豊橋市が主管市となりまして、本市はじめ他の3市が豊橋市に負担金を支出する形で事業を進めているもので、この4月4日からシステム開発事業者を価格面、機能面など総合的な審査を通じて、決定するための公募型プロポーザルの手続きを進めてまいりました。しかしながら、事務局が提示したシステムの機能に係る仕様書の一部の文書ファイルにおいて不適切な表示があると指摘を受けまして、記述を確認のうえ、この公募型プロポーザルの中止を決定したものでございます。59ページに不適切と判断した理由を記載しております。ホームページ上から本プロポーザルに関する文書ファイルを開く際に文書ファイルの属性を示す情報、プロパティと申しますが、こちらに文書作成者が明示されます。そこに特定の民間の事業者を示す名称が確認されました。この原因につきましては、行政側の事務局の資料作成時に、実績やノウハウの有る事業者から提案や見積もりを複数事前に徴収し、仕様書等を作成する際の参考とする事がございますが、今回の場合も、情報収集の過程で得たファイルを基に加工して作成したファイルを使用したため、当初作成者の名称がそのまま残ってしまったというものでございます。原因となった文書ファイルの内容につきましては、事務局内で検証し再構築したものであるため、本事業独自のものではございますが、入札の公平性に疑念を生じさせる結果となったことから、プロポーザルの中止を決定したものでございます。この件は59ページにございますように4月28日付で豊橋市が中止の広告と合わせて報道発表を実施し、翌日には中日新聞、あるいは東愛知新聞等にも載っております。今後の対応でございますが、こちらにありますように再発防止について万全を期して参るほか、4市で問題点を早急に検証し、速やかにプロポーザルの開催に向けて準備を進めております。もちろん年度内の事業でございますので、システム構築導入に向けて精一杯進めてまいりたいということで、現在、作業を進めております。説明の方は以上でございます。

「高本教育長」 今の報告について委員からのご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

「菅沼委員」 はい。質問ですが、豊橋市が中心になって進めてくださっているということで、豊橋の職員の方がいろいろと動いてくださっていると認識して良いのでしょうか。豊川の職員も関わっているのでしょうか。

「鈴木教育部次長」 この事務局自体は4市共同で行っておりますが、先程申しましたように豊橋市が主管市として、ホームページに掲載いたしましたので、実務としては豊橋の教育委員会で行ったことではございましたが、その過程で同じ事務局の中でチェック機能が働かなかったという点において責任は豊橋市だけでなく、豊川市含め3市にもございます。

「菅沼委員」 そうですね。豊川市にも責任はあるということですね。ありがとうございます。

いました。

「高本教育長」 ありがとうございます。他にご質問等ございませんか。特にないようですので、ただ今の報告の通り承認するという事でご異議ございませんでしょうか。  
(異議なしの声)

「高本教育長」 異議なしと認め、日程第10、その他報告「4市校務支援システム開発業務委託に係る公募型プロポーザルについて」は、ただ今の報告のとおり承認をされました。

本日の会議に付議されました案件は以上でございますので、これで本委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午後3時25分 閉会)